

高知県東洋町の文献調査への応募について

平成 19 年 3 月
資源エネルギー庁

1. 文献調査実施に係る認可申請について

○2月28日、原子力発電環境整備機構（NUMO）が、東洋町が応募した高レベル放射性廃棄物最終処分事業の文献調査の実施に係る認可申請を経済産業大臣に申請。

2. 応募に至る経緯

- 昨年9月以降、東洋町において、最終処分事業に関し、町などが主催する説明会が開催され、国・NUMOも計5回参加し、事業概要、安全性などについて説明。
- 昨年12月21日、町からの質問状に対し、知事や市町村長が反対の意見を示している状況においては、文献調査後の概要調査地区等の選定は行わない旨を経済産業大臣名で回答。
- 1月15日、文献調査への応募に反対する請願書（約2,200人の署名が添付）が、25日には文献調査への応募を求める請願書（約200人の署名が添付）が議会に提出。
- 1月25日、以下の町長の見解とともに文献調査へ応募。
 - ・ 文献調査への応募イコール最終処分施設の設置や誘致ではない。
 - ・ 文献調査中も引き続き関連施設の視察研修やシンポジウム等を開催する。
 - ・ 精密調査地区の選定段階では住民投票を実施することとし、そのための住民投票条例案を早い時期に議会へ提案する。

3. 応募後の状況

(1) 東洋町

- 2月9日、臨時議会が開かれ、1票差で応募への反対請願可決、賛成請願否決。また、町長の辞職勧告決議等が可決（その後、町長は、「辞職は全く考えていない、町民の幸せを考えて前進していく」旨を表明）。
- 2月19日、町民有志が推進派組織「東洋町の明日を考える会」を立ち上げ、国・NUMOも参加し、勉強会等を展開中。
- 2月9,27日、議会特別委員会で議員からの質問等について、国・NUMOが説明。
- 2月27日、賛成・反対両派が参加する形で住民主催の講演・討論会が開催。
- 3月2日、放射性廃棄物持ち込み禁止条例制定の本請求が受理（有効署名数1,398人）。

(2) 高知県及び徳島県

- 2月6日、高知県・徳島県知事が、地域の理解が得られないまま文献調査を行わないこと等を旨とする申入れ書を資源エネルギー庁長官に手交。その後、NUMOの認可申請を受けて、同様の申入れ。
- 2月15日に徳島県議会で、22日高知県議会で、地域の理解が得られない状況下での文献調査の開始に反対する決議が全会一致で可決。その後、NUMOの認可申請を受けて、同様の決議・申入れ。

※文献調査は、法律上最初の選定段階である「概要調査地区の選定」のための予備的な調査。文献調査後、概要調査地区を定めようとするときは、地元市町村長及び知事の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないことが法律に明記。この調査期間において、国・NUMOは地元における理解促進活動に努めることとしている。

1. 東洋町の概要

- 位 置：高知県東部（徳島県との県境に位置する海沿いの町）
- 人 口：約3,400人 ○面 積：約74km²
- 町 長：田嶋 裕起 ○県知事：橋本 大二郎

2. 高レベル放射性廃棄物最終処分の経緯

- 2000年5月 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が成立
- 2000年10月 処分の実施主体として「原子力発電環境整備機構（NUMO）」設立
- 2002年12月 NUMOが全国の市町村を対象に、文献調査を行う地区の公募開始

3. 処分候補地選定に向けた国の取組

- 広く国民各層の理解を促進するため、各地域ブロックにて地層処分シンポジウムの開催など広聴・広報活動を実施中。
- 2007年度政府予算案において、文献調査段階の交付金の大幅拡充を措置（単年度あたり10億円（現行2.1億円）、文献調査期間内総額20億円に拡充）。

4. 処分地選定プロセス

